平成２５年（フ）第１４４２号
福岡県大野城市旭ケ丘２丁目15番27号
債務者　村上　　隆
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４４９号
福岡県朝倉市一木47番地１Ｃｅｎｔｕｒｙ一木204号
債務者　菊池　美紀
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４５５号
福岡県大野城市山田１丁目３番１号　株式会社マルキョウ若葉寮212号
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４５７号
福岡市城南区別府３丁目９番16―301号
債務者　大友　隆夫
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４６６号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4307番地１グランディスⅢ―202号
債務者　堤　　由佳（旧姓石丸・高雄）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４７５号
福岡市南区塩原３丁目９番26号
債務者　小柳　政信
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４８６号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺２丁目６番33号コーポあい202号
債務者　前野　良子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４９１号
福岡市東区御島崎１丁目12番202号
債務者　仁科　博光
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４９２号
福岡市東区御島崎１丁目12番202号
債務者　仁科　和美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４９６号
福岡市博多区千代５丁目６番１―708号
債務者　目黒　　幸
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５０９号
福岡市南区井尻２丁目38番10―105号
債務者　藤　きよ子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５１６号
福岡市中央区那の川２丁目８番７―1005号
債務者　有村かおり
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５２７号
福岡市博多区那珂１丁目36番１―201号
債務者　鷹野美枝子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５３１号
福岡市東区蒲田１丁目14番４―103号
債務者　坂本　正彦
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多486番地、前住所福岡県鞍手郡小竹町大字勝野1600番地
債務者　原田　文子（旧姓糸瀬）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第９４号
北海道小樽市緑２丁目16番７号　メゾン石岡201号
債務者　佐藤　信二
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１０４号
北海道小樽市銭函２丁目６番３号
債務者　和田　幸代
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第５３５号
宮城県亘理郡山元町山寺字西牛橋35番地208
債務者　菊池　隆一
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係